

一般質問発言通告書

令和3年11月24日

午時分受付

(通告書 枚)No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和3年11月24日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川村直子 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 障がい者福祉タクシー券制度の見直しについて	<p>現在つくば市では、障がいがある方への外出支援として、申請により、要件に該当する方には年間 18,000 円分の福祉タクシー券が交付されています。</p> <p>市民から、バスや電車など他の公共交通機関でもこの制度を利用出来るよう改善を求める声がありますが、制度見直しの予定について伺います。</p>	市長 担当部長
2 投票の権利の保障について	<p>9月に県知事選挙、10月に衆議院議員選挙がありました。およそ半分の人は投票に行っていないという現状で、結果に民意が反映されているのか疑問です。投票しやすい環境整備について伺います。</p> <p>(1) 投票所の設置状況</p> <p>ア バリアフリー化</p> <p>イ 適正な人口規模、距離の見直し</p> <p>ウ 投票時間</p> <p>エ 立会人の選定</p> <p>(2) 期日前投票における工夫</p> <p>ア 商業施設等における期日前投票所設置</p> <p>イ 移動期日前投票所の検討状況</p>	市長 担当部長
3 公的書類の旧姓併記について	<p>選択的夫婦別姓の必要性が広く認められつつも、法整備が進んでいません。その中、2019年以降、住民票、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの公的書類において旧姓の併記が出来るようになっていきます。</p> <p>市民の方から、市で発行される国民健康保険証についても旧姓の併記が出来るよう改善を求める声がありますが、見直しの予定について伺います。</p>	市長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。